

会社寮等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和2年9月23日作成
令和2年11月25日改正
令和4年10月28日改正
令和5年3月10日改正

鳥取県くらしの安心推進課

1 対象とする会社寮等について

本ガイドラインの対象とする「会社寮等」（以下、「寮」という。）とは、労働者などが居住するために企業が設置する施設であって、かつ、玄関・浴室・食堂・トイレなどの生活設備を他の労働者と共用する施設をいう。

ただし、いわゆる共同住宅のように、各戸に独立の玄関があり、それぞれの独立空間に浴室・トイレなどの生活設備があり、他の労働者と共用がない場合は、本ガイドラインを適用しないものとする。

2 寮管理の心得について

寮の設置者（一時的に一軒家やアパートを借り上げ、寮として使用する者を含む。以下、「設置者」という。）は、寮における新型コロナウイルス感染者の集団発生を防止するため、施設の衛生状況の保持及び改善を図るとともに、最新の知見を収集して感染防止に取り組む必要がある。

よって、設置者は、寮に居住する労働者（以下「入寮者」という。）に、新型コロナウイルス感染症に関する知識や、感染予防対策を実行できる技量を習得させるとともに、入寮者自身が各自で施設の衛生管理を行い、感染予防対策を実施できるよう指導・監督を行うものとする。

また、設置者は、入寮者において施設の衛生管理が適切に実施できるよう消毒設備やアクリル板、ビニールカーテンなど、感染防止対策に必要な物品の調達・供給体制を構築しておくこととする。

3 マスクの着用について

令和5年3月13日から、マスクの着用は個人の判断に委ねられるものとなったが、マスクの着用は感染防止に有効であるため、場面に応じて各自が適切にマスクの着用の有無を選択する。

＜マスクを着用する場面の例＞

- ・一定時間以上の会話や近い距離での接客
- ・換気が十分にできない場面
- ・混雑した場面
- ・大声を出す場面
- ・重症化リスクの高い方がいる場面 など

4 入寮者による感染予防対策について

- (1) 設置者は、入寮者において施設の衛生管理が適切に実施できるよう本ガイドラインや業界作成のガイドラインを入寮者に周知する。
- (2) 設置者は、入寮者のうちから施設の衛生管理にかかる責任者を選出し、寮における感染防止対策を適切に実施させる。

- (3) 入寮者は、毎日体温を測定し、発熱や咳、咽頭痛等の症状がある場合は、設置者にその旨を報告するとともに、個室の入寮者の場合は自室で、相部屋の入寮者の場合は他の入寮者と分けた休養室等別室にて休養する。
- (4) 入寮者は、寮内では、手洗い（手指の消毒）、咳エチケットを励行する。また、会話をする時は、大声は控える。
- (5) 入寮者は、感染予防対策及び利用する部屋の衛生管理を徹底する。
- (6) 入寮者は、利用した施設・設備について消毒液による消毒を行う。
- (7) 入寮者は、使用する部屋の網戸のある窓を開けるなど定期的に十分な換気をする。窓が無い場合は、換気扇・扇風機を活用するなどして空気の流れを作り、吸込口（入口）、吹出口（出口）を意識して空気を入れ換える。隙間風程度に一方向の風の流れを作ることを意識し、吸込口と吹出口として換気扇や扇風機の活用を工夫する。
- (8) 入寮者は、換気扇等の感染予防対策に係る設備の稼働状況について定期的に確認し、設置者に報告する。設置者は適宜クリーニングや修繕等の対応をとる。

5 入寮（長期休暇（帰省等）から寮に帰ってくる場合を含む）にあたって

- (1) 入寮者の感染予防対策に資するため、体温計を準備する。
- (2) 設置者は、入寮者が入寮の直前・直後に発熱や咳、咽頭痛等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状を有した場合、個室の入寮者の場合は自室で、相部屋の入寮者の場合は他の入寮者と分けた休養室等別室で一先ず休養させた上で、「6 入寮者に発熱、風邪症状がある場合等の危機管理対応について」に基づき対応を行う。
- (3) 設置者は、入寮者に、寮内での手洗い（手指の消毒）、咳エチケットの励行等の感染予防対策並びに感染が判明した際の対応について指導を行う。

6 入寮者の体調管理について

- (1) 設置者は、入寮者の感染を早期に探知できるよう、入寮者に対して出勤前に検温及び咳、咽頭痛等の症状の有無等について健康観察表(参考様式)に記録させるよう指導する。
- (2) 設置者は、入寮者に、発熱や咳、咽頭痛等の症状が出た場合、ただちに報告するよう指導する。また、入寮者個々の健康状態を毎日点検して、入寮者全体の健康状況を把握する。

7 入寮者に発熱、風邪症状がある場合等の危機管理対応について

設置者は、入寮者に発熱等の症状がある場合には、新型コロナウイルスへの感染の疑いを考慮し、休養室等別室での休養やかかりつけ医への相談などの迅速かつ的確な対応が寮における感染拡大防止につながることを念頭に置き、以下の対応を実施する。

- (1) 設置者は、入寮者に発熱や咳、咽頭痛等の症状があることを確認した場合、症状がある入寮者を、個室の入寮者の場合は自室で、相部屋の入寮者の場合は他の入寮者と分けた休養室等別室で休養させる。
- (2) この場合、設置者又は入寮者は、ただちにかかりつけ医等に相談し、かかりつけ医等の指示に従った対応を指揮する。
- (3) 設置者は、かかりつけ医等の指示に従い受診させ、検査の結果が判明するまで、当該入寮者を他の入寮者と関わらない休養室等別室で休養させる。また、関係者の行動状況等の情報収集を行う。なお、かかりつけ医等への移動は社用車や自家用車等を利用し可能な限り人との接触を避けるとともに、こまめな換気を行うなど、感染予防に留意する。社用車や自家用車等で入寮者を移動させる場面では、後部座席に入寮者を座らせ、前後の窓をスリット状（前窓を小さく開け、後窓を大きく開ける）

- に開放するなどして、前から後ろへの一方向の風の流れをつくること。
- (4) 設置者は、検査の結果、入寮者が感染者と判明した場合、寮の消毒や感染拡大防止措置を徹底して行う。また、可能な限り感染者の行動（感染判明前及び判明後）について情報収集する。
 - (5) (4) の感染者以外の入寮者の陽性が判明した場合、設置者は、感染者の療養に対応する。

8 玄関における感染予防対策について

設置者は、玄関に手指の消毒設備を設置するとともに、入寮者に対して以下の指導を徹底する。

＜入寮者が徹底すべき項目＞

- ・外から帰ってきた時には必ず手洗い（手指の消毒）を行うよう徹底すること。
- ・玄関では大声での会話は控えるとともに、入退の時間をずらす等の工夫を行い玄関で密集しないようにすること。
- ・外来者や面会者に、発熱や咳、咽頭痛等の症状がある場合は寮に入らないよう要請すること。
- ・症状がないことを確認した外来者や面会者に、寮内共有スペースで大声での会話を控えるよう要請すること。
- ・外来者や面会者に、寮に入る際は手指を消毒するよう要請すること。

9 寮室における感染予防対策について

- (1) 設置者は、入寮者ができる限り少人数での利用となるように寮室の設定を行う。
- (2) 設置者は、寮室における感染防止対策を図るため、入寮者に以下の徹底を指導する。

＜入寮者が徹底する項目＞

- ・網戸のある窓を開けるなど定期的に寮室の十分な換気をする。
- ・換気にあたっては、換気扇・扇風機の活用に加え、寮全体で一斉に窓を開放するなどにより空気の流れを作り、吸込口（入口）、吹出口（出口）を意識して空気を入れ換えること。また、隙間風程度に一方向の風の流れを作ること意識し、吸込口と吹出口として換気扇や扇風機の活用を工夫すること。
- ・同じ寮室の者同士であっても、大声での会話を控えるとともに、フィジカルディスタンス（人と人との距離）の確保を心がけること。
- ・寮室ごとに設置した消毒設備で、電気スイッチ、エアコンのリモコンなどの共用部分を定期的に消毒すること。
- ・他人の物にはできる限り触れないよう寝具や生活用品等の共有をしないこと。
- ・設置者の許可なしで寮室での集合はしないこと。
- ・同じ寮室の者同士が寝る場合は、布団の位置を可能な限り離すとともに、頭の位置を互い違いになるようにすること。
- ・部屋替えの際に清掃に加えて寮室全体の消毒を徹底すること。

10 食堂における感染予防対策について

- (1) 設置者は、食堂に手指の消毒や入寮者が触れる部分等を拭き取り清掃及び消毒するための消毒液及びペーパータオルを設置する。
- (2) 設置者は、食堂に入ることができる人数を設定するとともに、入寮者の食事等に十分な時間を設定して密な時間を回避し、分散して食事を摂るようになるなど工夫を行い食堂で密集しないよう徹底する。
- (3) 設置者は、フィジカルディスタンスを確保できるよう食堂の配席（対面しない配席、

隣同士も距離をとる)を工夫し、できない場合はアクリル板やビニールカーテンで遮蔽する対応をとる。

- (4) 設置者は、食堂における感染予防対策を図るため、入寮者に対して以下の指導を徹底する。

<入寮者が徹底する項目>

- ・発熱や咳、咽頭痛等がある場合は、食堂ではなく、休養室等別室で食事をするよう徹底すること。
- ・食堂に入退室する際の手指の消毒を徹底すること。
- ・網戸のある窓を開けるなど定期的に十分な換気を行うこと。
- ・窓が無い場合は、換気扇・扇風機を活用するなどして空気の流れを作り、吸込口（入口）、吹出口（出口）を意識して空気を入れ換えること。また、隙間風程度に一方向の風の流れを作ることを意識し、吸込口と吹出口として換気扇や扇風機の活用を工夫すること。
- ・
- ・食堂で大声での会話を控えること。
- ・
- ・
- ・乾杯はグラスが触れないように行うこと。
- ・お酌やグラスの回し飲みは避けること。
- ・適切な感染予防対策がとれるよう、過度な飲酒は控えること。
- ・食堂ではなく、自室で食事をする場合は、席を離して横並びに座るなど、フィジカルディスタンスが確保できるような措置を講じること。

11 厨房における感染予防対策について

- (1) 設置者は、厨房に手指の消毒や入寮者が触れる部分等を拭き取り清掃及び消毒するための消毒液及びペーパータオルを設置する。
- (2) 設置者は、厨房における感染予防対策を図るため、調理担当者に対して以下の指導を徹底する。

<調理担当者が徹底する項目>

- ・発熱や咳、咽頭痛等がある場合は、調理に携わらないよう徹底すること。
- ・網戸のある窓を開けるなど定期的に十分な換気を行うこと。
- ・窓が無い場合は、換気扇・扇風機を活用するなどして空気の流れを作り、吸込口（入口）、吹出口（出口）を意識して空気を入れ換えること。また、隙間風程度に一方向の風の流れを作ることを意識し、吸込口と吹出口として換気扇や扇風機の活用を工夫すること。
- ・厨房内に入寮者が密集しないようにすること。
- ・咳エチケットを徹底すること。
- ・調理中はこれまで以上に手洗い、手指消毒を励行すること。
- ・調理が終了した際には、使用した調理用具のほか、テーブル、レンジ、冷蔵庫、調味料等多くの入寮者が触れる部分の拭き取り清掃及び消毒液による消毒を徹底すること。

12 脱衣室及び浴室における感染予防対策について

- (1) 設置者は、脱衣室及び浴室に入ることができる人数を設定するとともに、入寮者の入浴等に十分な時間を設定して密な時間を防止し、ローテーションを決めて分散

- して利用するなど工夫を行い、脱衣室及び浴室で密集しないよう徹底する。
- (2) 設置者は、脱衣室に手指の消毒や入寮者が触れる部分等を拭き取り清掃及び消毒するための消毒液及びペーパータオルを設置する。
 - (3) 設置者は、脱衣室及び浴室における感染予防対策を図るため、入寮者に対して以下の指導を徹底する。

＜入寮者が徹底する項目＞

- ・脱衣室及び浴室の網戸のある窓を定期的に関開け、利用中も換気扇を常時使用するなど十分な換気を行うこと。
- ・発熱や咳、咽頭痛等がある場合は、浴室等を利用しないよう徹底すること。
- ・タオルやブラシ等を共用せず、各自が持参したものを使用するよう徹底すること。
- ・脱衣室及び浴室では、シャワーを一つ置きに使用するなどフィジカルディスタンスを確保するとともに、大声での会話を控えること。
- ・利用終了後に、蛇口の取っ手、脱衣かご、ドライヤー、体重計等多くの入寮者が触れる部分の拭き取り清掃及び消毒液による消毒を行うこと。

13 洗面室及びトイレにおける感染予防対策について

- (1) 設置者は、洗面室及びトイレに手指の消毒や入寮者が触れる部分等を拭き取り清掃及び消毒するための消毒液及びペーパータオルを設置する。
- (2) 設置者は、洗面室及びトイレにおける感染防止対策を図るため、入寮者に対して以下の徹底を指導する。

＜入寮者が徹底する項目＞

- ・トイレを使用した後は手洗い（手指の消毒）を徹底すること。
- ・タオルやブラシ等は共用せず持参し、使用後は共同の場に置かず持ち帰ること。

14 その他寮内の施設、設備（洗濯室・喫煙室等）の利用等について

- (1) 設置者は、感染が疑われる入寮者が発生した場合に備えて、他の入寮者と分けて収容できる休養室等別室を設ける。
- (2) 設置者は、感染予防を徹底するため、入寮者や外来者に守ってもらいたいことを箇条書き等でわかりやすくまとめたものを玄関、食堂、風呂場等の場所ごとに目に付く場所に掲示する。
- (3) 設置者は、入寮者が利用できる寮内の施設の人数をそれぞれ設定し、入寮者に、設定人数内の使用の徹底を指導する。
特に喫煙室等の喫煙場所については、できる限り1メートルを目安に距離を確保するように努めるとともに、十分な換気を実施する。
- (4) 設置者は、入寮者が利用できる寮内の施設の出入口には手指の消毒設備を設置するとともに、入寮者に、入退室するとき必ず手指の消毒を徹底するよう指導する。
- (5) 設置者は、入寮者が利用できる寮内の施設内にペーパータオル及び消毒液を常備し、設置者は、入寮者に、利用した後に多くの入寮者が手を触れる箇所（ドアノブ、洗濯機のスイッチ、灰皿等）を消毒液による消毒するよう指導する。
- (6) 設置者は、外気が入りにくく、換気扇がない廊下等の寮内共有スペースには扇風機等を設置して空気の流れを作る。
- (7) 入寮者は、消毒液の使用期限を管理し、詰め替え容器を使用する場合は、中身を使い切り、洗浄後に十分乾燥させた容器に詰め替えを行う。

15 その他

- (1) 設置者は、入寮者に、感染予防対策で生じたゴミはビニール袋に入れて密封してゴ

ミ箱に捨てるよう指導する。

- (2) 設置者は、入寮者に、その他のゴミを回収し一時保管する場合も、ビニール袋に入れて密封した上でゴミ箱に保管するよう指導する。
- (3) 設置者は、入寮者に、他の入寮者が出したゴミ等を回収して出す場合には、手袋を着用し、直接触れないよう指導する。
- (4) 入寮者は、寮の所在する市町村のルールに従いゴミ出しを行う。
- (5) 設置者は、共同のゴミ箱は、手を使用せずに蓋を開閉できるもの（足ふみペダル開閉式など）の設置に努める。
- (6) 通勤に際して、社用車や自家用車等を利用する場合は、可能な限り相乗りを避け個別で移動する。
万が一、相乗りが必要な場合は、同乗者を後部座席に座らせ、常時換気を行うなど、感染予防に留意する。
- (7)

16 附 則

- (1) このガイドラインは、令和2年9月23日から適用する。
- (2) このガイドラインは最新の情報に基づき適宜更新する。
- (3) このガイドラインは、令和2年11月25日から適用する。（令和2年11月26日施行）
- (4) このガイドラインは、令和4年10月28日から適用する。
- (5) このガイドラインは、令和5年3月13日から適用する。